

(平成23年12月14日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認京都地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 4 件

国民年金関係 1 件

厚生年金関係 3 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 8 件

国民年金関係 4 件

厚生年金関係 4 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和54年4月から55年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和28年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和48年7月から53年3月まで
② 昭和54年4月から55年3月まで

私は、昭和55年の初め頃に特例納付のことを知り、夫と一緒にA市B区役所に相談に行った。夫は外国籍であるため特例納付は一部期間しか認められなかったが、私はそれまで未納であった全期間が認められ特例納付を行った。申立期間が未納とされていることには納得できないので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②について、申立人は、当該期間を含む昭和53年4月から55年3月までの国民年金保険料7万2,360円を同年7月23日に過年度納付していることが、C年金事務所が保管する領収済通知書により確認できるところ、当該期間については強制加入被保険者に係る期間であり、保険料が還付された形跡も見当たらないことから、行政側の記録管理の誤りは明らかである。

一方、申立期間①について、申立人が所持している預金通帳に当該期間に係る国民年金保険料に見合う額は引き出されていない上、保険料納付の前提となる申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和55年6月に払い出されていることが同手帳記号番号払出簿により確認でき、申立人はこの頃国民年金に加入したものと考えられ、同年同月末までの間は、第3回目の特例納付により納付することが可能であったものの、特例納付した場合には、

当時の国民年金被保険者台帳にその旨を記載し、「特殊台帳」として保管することとなるが、同台帳は見当たらず、特例納付したことを示す領収済通知書も確認できない。

また、申立期間①のうち、昭和 50 年 3 月から 51 年 12 月までについて、当該期間は平成 16 年 8 月に厚生年金保険被保険者期間として追加処理されたものであり、厚生年金保険加入期間について国民年金保険料を納付した場合、保険料は還付されることとなるが、この追加処理以降、還付された形跡は見当たらない。

なお、申立人が提出した計算書には、申立期間①を特例納付した場合の国民年金保険料額の他に、上記の申立期間②を含む昭和 53 年 4 月から 55 年 3 月までの過年度保険料額が記載されているとともに、申立人がこの過年度保険料額を納付した上、60 歳に達するまで未納無く保険料を納付した場合の年間の支給年金額の試算が記載されている。

また、申立人は、その夫について「外国籍であるため、特例納付は一部しか認められなかった。」としているが、国民年金の加入資格から国籍要件が除かれたのは昭和 57 年 1 月からであり、申立人の夫は、国民年金手帳記号番号が同年 7 月に払い出されていることから、この頃国民年金に加入し、同年 1 月に遡って国民年金保険料を過年度納付している。

さらに、申立人が申立期間①の国民年金保険料を特例納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに当該期間の保険料を特例納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない上、申立人について、婚姻前の氏名を含め複数の読み方で検索したが、該当者はおらず、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も存しない。

その他の事情を含め総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 54 年 4 月から 55 年 3 月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立期間①について、事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったことが認められることから、当該期間の標準報酬月額に係る記録を34万円に訂正することが必要である。

また、申立期間②について、申立人は、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準報酬月額に係る記録を34万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間②の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男（死亡）
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和28年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成5年1月1日から6年10月1日まで
② 平成6年10月1日から8年8月1日まで

ねんきん特別便によると、株式会社Aに勤務した申立期間の標準報酬月額が実際に受け取っていた給与額と比べ異常に低く記録されているので、標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

（注）申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①の標準報酬月額について、オンライン記録では、当該期間のうち平成5年1月から6年1月までの期間の標準報酬月額について、当初34万円と記録されていたところ、同年2月18日付けで、5年1月1日に遡って8万円に訂正され、6年10月1日まで継続していることが確認できる。

また、株式会社Aに勤務していた申立人以外の3人の被保険者についても、申立人と同様に、平成6年2月18日付けで、5年1月1日に遡って標準報酬月額の減額処理が行われている。

しかし、株式会社Aの経理及び社会保険事務を担当していた事業主の妻は、「申立期間当時は社会保険料を滞納していたので、社会保険事務所の指導を受けて、給与が高い従業員の標準報酬月額を遡って訂正したが、従業員の給与支給額は従前どおりとしていた。」と供述している上、年金事務所が保管する不納欠損整理簿において同社が厚生年金保険料を滞納していたことが確認できる。

また、申立人と同様に減額処理が行われた同僚は、「申立人は取締役ではあったが、役員とは名ばかりで、一般の従業員と同じ営業職であり、厚生年金保険の手続には全く関わっていなかった。」と供述していることから、申立人は、当該減額遡及訂正処理に関与していなかったと考えるのが相当である。

これらを総合的に判断すると、平成6年2月18日付けで行われた遡及訂正処理は事実即ししたものとは考え難く、申立人について5年1月1日に遡って標準報酬月額の減額処理を行う合理的な理由があったとは認められないことから、当該減額処理に係る有効な記録訂正があったとは認められず、申立期間①に係る標準報酬月額については、事業主が社会保険事務所に当初届け出た34万円に訂正することが必要である。

申立期間②の標準報酬月額について、オンライン記録では当該遡及訂正処理を行った日以降の最初の定時決定（平成6年10月1日）で8万円（標準報酬月額等級表の改訂により、同年11月から8年7月までの期間は9万2,000円）と記録されているところ、当該処理については遡及訂正処理との直接的な関係をうかがわせる事情は見当たらず、社会保険事務所の処理が不合理であったとは言えない。

また、事業主の妻は、「遡及訂正した者について、給与は従前と同様の金額を支給し、厚生年金保険料も従前の標準報酬月額に基づく額を給与から控除していた。」と供述している。

さらに、申立期間②において、申立人と同様に、オンライン記録から標準報酬月額が減額となっていることが確認できる上記同僚は、「申立人は、名目上は役員であったが、一般の従業員と同様であり、厚生年金保険の手続には関わっていなかった。」旨を供述していることから、申立期間②における社会保険事務においても、申立人は権限を有していなかったと考えるのが相当である。

これらを総合的に判断すると、申立期間②について、申立人は、その主

張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間②の標準報酬月額については、上記訂正後の平成6年9月のオンライン記録から34万円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間②に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主の妻は、「実際の給与より低額の報酬月額を届け出た。」としていることから、その結果、社会保険事務所は、当該報酬月額に見合う保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

事業主は、申立人が昭和18年10月1日に厚生年金保険（当時は労働者年金保険）被保険者の資格を取得した旨の届出を社会保険出張所（当時）に対し行ったことが認められ、かつ、申立人のA有限会社における厚生年金保険被保険者の資格喪失日は、20年2月1日であったと認められることから、申立人に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、80円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名：男（死亡）
基礎年金番号：
生年月日：大正13年生
住所：

2 申立内容の要旨

申立期間：昭和18年10月1日から20年2月まで

年金事務所に厚生年金保険の加入記録について照会したところ、戦前に勤務したA有限会社で昭和18年10月1日に資格取得したことは判明したが、資格喪失日が確認できない旨の回答であった。年金事務所では資格喪失日の認定はできないとのことなので、第三者委員会での調査、判断を求めたい。

（注）申立ては、申立人の妻が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）において、昭和18年10月1日にA有限会社における労働者年金保険被保険者の資格を取得したことが認められるが、喪失日が記録されていない上、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿にも被保険者として氏名は見当たらず、当該記録は、申立人の基礎年金番号に統合されていない。

一方、元同僚の一人及び申立人の弟は、「申立人は、軍関係の特殊な作業

を担当していたため、入隊が1年ほど延期され、入隊するまでは継続して勤務していた。」旨を供述している。

また、申立人の軍歴について、厚生労働省社会・援護局及びB県に照会したが兵籍簿等で確認できないものの、申立人の弟は、「申立人は昭和20年2月から終戦時まで6か月間兵役に服していた。」と供述している。

さらに、日本年金機構C事務センターによれば、「A有限会社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿は、昭和20年5月29日に戦災で焼失した後、復元された名簿である可能性が有る。」と回答している。

以上の事実を前提にすると、申立てに係る厚生年金保険の記録が無いことの原因としては、事業主の届出漏れ、保険者による被保険者名簿への記入漏れ、被保険者名簿の焼失等の可能性が考えられるが、被保険者名簿の焼失等から半世紀も経た今日において、保険者も被保険者名簿の完全な復元をなしえない状況の下で、申立人及び事業主にその原因がいずれかにあるかの特定を行わせることは不可能を強いるものであり、同人らにこれによる不利益を負担させるのは相当でないというべきである。

以上を踏まえて本件を見るに、申立人が申立期間中に勤務した事実及び事業主による保険料の控除の事実が推認できること、申立てに係る厚生年金保険の記録は、事業主が届出を行った後に焼失した可能性が相当高いと認められる一方で、この推認を妨げる特段の事情は見当たらないこと等の諸事情を総合して考慮すると、事業主は、申立人が昭和18年10月1日に厚生年金保険被保険者の資格を取得した旨の届出を社会保険出張所に行ったと認めるのが相当であり、かつ、A有限会社における厚生年金保険被保険者の資格喪失日は20年2月1日とすることが妥当である。

また、当該期間に係る標準報酬月額は、申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳で確認できる標準報酬月額の記載から80円とすることが妥当である。

なお、記録を管理する保険者は、戦災・火災等の大規模な事故により、被保険者名簿が焼失等したことから、現存する厚生年金保険の記録に相当の欠落が見られる等、記録の不完全性が明らかな場合においては、以上の事情を考慮の上、当該記録の欠落の原因が申立人又は事業主にあることが特定できない案件に関して、実情にあった適切な取扱基準を定め、これに対処すべきであるが、現時点ではこれが十分になされているとは言えない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA株式会社（現在は、B株式会社）における被保険者資格の取得日に係る記録を昭和47年3月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を、4万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年3月1日から48年3月1日まで

私は、昭和43年3月にA株式会社に入社し、結婚を契機に46年12月で一旦退職したが、47年3月1日に再び同社に復職し、同社C営業所において49年1月末まで勤務した。しかし、同社における復職後の厚生年金保険の被保険者資格取得日は48年3月1日となっており、申立期間については未加入期間となっている。調査の上、申立期間について厚生年金保険の被保険者期間として訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和46年12月にA株式会社を退職後、47年に結婚して同年3月1日から再び同社に勤務しはじめたと主張しているところ、当時の事業主は、申立人について、「結婚して一旦退職したが、結婚した翌月にはすぐに復帰していたと思う。」と供述しているほか、申立期間当時の同僚も申立人について、「結婚後すぐに復帰したことは確かである。」と供述していることから、申立人が申立期間において、同社に正社員として勤務していたことは推認できる。

また、上記の事業主及び複数の同僚は、A株式会社においては、正社員全員を入社後直ちに厚生年金保険に加入させる取扱いであった旨回答して

いる。

さらに、当時の総務責任者は、「入社して厚生年金保険に入っていないということは考えられないので、申立人の給料から保険料を控除していたと思う。」と供述している。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA株式会社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿における昭和48年3月の標準報酬月額の記録から、4万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、A株式会社の業務を承継しているB株式会社の人事担当者は、当時の賃金台帳及び社会保険事務所（当時）への提出書類等関連資料は保管しておらず、不明であると回答しているが、仮に、事業主から申立人に係る被保険者資格取得届が提出された場合には、その後行われるべき事業主による被保険者報酬月額算定基礎届及びこれに基づく定時決定のいずれの機会においても、社会保険事務所が当該届出を記録しないことは、通常の事務処理では考え難い。

これらのことから、事業主が昭和48年3月1日を厚生年金保険の資格取得日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る47年3月から48年2月までの厚生年金保険料の納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和54年4月から59年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和31年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和54年4月から59年3月まで

私の国民年金の加入手続は、昭和54年3月頃に父親が行ってくれ、国民年金保険料も納付してくれていた。申立期間の保険料について、父親は納付済みであるのに、私の分は未納とされていることには納得できないので、調査してほしい。

なお、資料として、父親が申立期間の一部について保険料を納付した金額を記載したメモ書きを提出する。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和54年3月頃に、その父親が国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料を納付してくれていたと主張している。

しかしながら、国民年金保険料納付の前提となる申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和59年6月に払い出されていることが同手帳記号番号払出簿により確認できることから、申立人の父親は、この頃国民年金の加入手続を行ったものと推認でき、このことは、A市が国民年金の加入状況、保険料の納付状況等を記録している国民年金収滞納リストに、申立人が昭和59年度から掲載されていることとも整合し、申立内容とは符合しない。

また、上記の加入手続時点において、申立期間の一部は、既に時効により国民年金保険料を納付できず、申立期間の保険料を納付するには過年度納付及び特例納付によることとなるが、特例納付が実施されていた時期ではなく、遡って納付したとの主張も無い。

さらに、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していた根拠とし

て、所持する年金手帳に記載されている資格取得日が、昭和 54 年 4 月 1 日と記載されていることを挙げているが、資格取得日は保険料納付の事実を示すものではなく、制度上、この日が国民年金被保険者の資格を取得した日であることを示したものである。

なお、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す資料であるとして、A 市が昭和 56 年 4 月から月額保険料が変わることを案内する書面に、5 万 1,810 円（56 年 1 月から同年 12 月までの 12 か月分の保険料額と符合）などが手書きにより記載されたメモ書きを提出しているが、このメモ書きは、上記のとおり、申立人が国民年金に加入する以前に作成されたものと考えられることから、56 年の保険料が納付済みである申立人の両親の保険料額を試算したものとみるのが自然である。

加えて、上記のメモ書きを除き、申立人の父親又は申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない上、申立人について、氏名を複数の読み方で検索したが、該当者はおらず、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も存しない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から40年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から40年3月まで

私は、婚姻した昭和37年2月頃、職場に来た集金人に国民年金の加入手続をしてもらい、昭和36年度の国民年金保険料は遡って納付し、37年度分以降は、3か月か6か月に一度、同じ集金人に保険料を納付していた。申立期間の保険料が未納とされていることには納得できないので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和37年2月頃、職場に来た集金人を通じて国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料はその集金人に納付していたはずであると主張している。

しかしながら、国民年金保険料納付の前提となる申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和40年9月11日に、その妻と連番で払い出されていることが同手帳記号番号払出簿により確認できることから、申立人は、この頃国民年金の加入手続を行ったものと推認でき、申立内容とは符合しない。

また、上記の加入手続時点において、申立期間の一部は、既に時効により国民年金保険料を納付できず、申立期間の保険料を納付するには過年度納付及び特例納付によることとなるが、特例納付が実施されていた時期ではなく、国民年金手帳記号番号が連番で払い出されている申立人の妻も申立期間は未納である。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付し

ていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない上、申立人について、オンライン記録により氏名を複数の読み方で検索したが、該当者はおらず、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も存しない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成7年7月から11年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和50年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成7年7月から11年3月まで

私は、20歳になった平成7年*月頃にA市B区役所で国民年金の加入手続きを行い、申立期間の国民年金保険料は、同区役所の窓口で毎年7月に1年分まとめて納付し、10年7月からは毎月納付した。申立期間が未納とされていることには納得できないので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成7年*月に国民年金の加入手続きを行い、当初は国民年金保険料を毎年7月に1年分納付し、10年7月からは毎月納付したと主張している。

しかしながら、国民年金保険料納付の前提となる申立人の基礎年金番号が付番されたのは、平成11年5月21日であることがオンライン記録により確認でき、申立人が所持する年金手帳の交付日も同日であることから、申立人は、この日に国民年金の加入手続きを行ったものと推認でき、このことは、A市が保険料の納付状況等を記録している国民年金被保険者収滞納一覧表に、申立人が平成10年度以前は掲載されておらず、同市では被保険者として管理されていなかったこととも整合し、申立内容とは符合しない。

また、上記の国民年金被保険者収滞納一覧表により、申立人は、平成11年9月27日に申立期間直後の同年4月から同年9月までの国民年金保険料を一括納付していることが確認できるものの、上記の国民年金加入時点では、申立期間の一部は既に時効により保険料を納付できず、時効とならない保険料を納付するには過年度納付によることとなるが、申立人からは、

遡って保険料を納付したとの主張は無い。

なお、申立人が所持する年金手帳の国民年金の記録欄に記載されている平成7年*月*日の日付は、この日に国民年金被保険者の資格を取得したことを示すものであり、加入手続日やその日以降の国民年金保険料を納付したことを示すものではない。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない上、申立人について、氏名を複数の読み方で検索したが、該当者はおらず、国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も存しない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和48年9月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年9月

私は、昭和48年9月に会社を退職し、同年同月中にはA県B郡C町役場（現在は、D市）で国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料は年払いで納付した。申立期間が未納とされていることには納付できないので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和48年9月にC町役場で国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料は、年払いで納付したと主張している。

しかしながら、国民年金保険料納付の前提となる申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和50年4月に払い出されていることが、同手帳記号番号払出簿により確認できることから、申立人は、この頃国民年金の加入手続を行ったものと推認でき、申立内容とは符合しない。

また、申立人が所持する年金手帳には、「はじめて被保険者となった日昭和48年10月1日」と記載され、これは、C町の国民年金被保険者名簿及び当時の国民年金被保険者台帳である特殊台帳の記録とも一致していることから、申立期間は国民年金に未加入の期間であり、国民年金保険料を納付できなかったものと考えられる。

なお、申立人は、申立期間直後の昭和48年10月から49年3月までの6か月の国民年金保険料を50年5月1日にまとめて過年度納付するとともに、後続する49年4月から50年4月までの13か月分を、同年4月30日にまとめて現年度納付していることが上記の国民年金被保険者名簿により

確認できるものの、未加入期間と認識されている申立期間については、国庫金納付書が交付されなかったものと考えられる。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない上、申立人について、婚姻前の氏名を含め複数の読み方で検索したが、該当者はおらず、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も存しない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 40 年 3 月 30 日から 44 年 6 月 25 日まで

私は、申立期間において、A株式会社に勤務していたが、厚生年金保険の加入記録が無いので、調査の上、厚生年金保険の被保険者期間を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録及びA株式会社の複数の元同僚の供述から、申立人が申立期間の一部について同社に勤務していたことは推認できる。

しかし、A株式会社は既に解散しており、解散時の事業主に照会しても回答は無く、申立人の給与から厚生年金保険料が控除されていたことを確認することはできない。

また、複数の元同僚は、A株式会社に入社してから数年後に厚生年金保険に加入している旨を供述している上、別の元同僚は、「厚生年金保険には希望者のみ加入していた。」と供述しており、当該事業所において、必ずしも全ての従業員について、入社後直ちに厚生年金保険に加入させる取扱いではなかったことがうかがえる。

さらに、複数の元同僚は、申立人が同社に勤務していたことを記憶しているものの、申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる供述を得ることができない。

加えて、A株式会社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人の氏名は記載されておらず、申立期間において健康保険整理番号に欠番は無いことから、申立人の記録が欠落したとは考え難い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 26 年 3 月 24 日から 31 年 8 月 12 日まで
(株式会社A)
② 昭和 32 年 6 月 1 日から 34 年 4 月 1 日まで
(B社)

株式会社AとB社に勤務していた期間について、昭和 34 年 8 月 13 日に脱退手当金が支給されたとされているが、脱退手当金を受給した記憶が無いので調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①及び②(厚生年金保険の適用事業所名は、B社ではなくC企業組合である。)に係る脱退手当金は、オンライン記録によると、当該脱退手当金支給決定日以前の全ての厚生年金保険被保険者期間がその計算の基礎とされている上、厚生年金保険被保険者資格喪失日から約4か月後の昭和34年8月13日に支給決定されていることが確認できるなど、支給を疑わせる不自然な事務処理はうかがえない。

また、申立期間①及び②に係る脱退手当金の支給決定当時は、通算年金制度創設前であり、厚生年金保険被保険者期間が20年以上無ければ老齢年金が受給できなかったことを踏まえると、申立人が当該脱退手当金を受給することに不自然さはうかがえず、ほかに当該脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間①及び②に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 10 月 16 日から 44 年 5 月 1 日まで

私は、A株式会社に勤務していた期間に係る脱退手当金が支給済みになっていることを知ったが、受給した記憶が無いので、調査をして記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

B年金事務所が保管している申立期間に係る脱退手当金裁定請求書には、「受付 44. 9. 1 B社会保険事務所」、「44. 10. 31 支払済」の押印が確認できる上、添付されている領収書には、昭和 44 年 10 月 31 日付けで脱退手当金を受領した旨の申立人の住所、旧氏名の記載、押印が確認できる。

また、A株式会社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票の備考欄には、脱退手当金が支給されていることを意味する「脱」が記載されている上、申立期間に係る脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 6 か月後の昭和 44 年 10 月 31 日に支給されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえず、ほかに申立期間に係る脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 43 年 1 月から 47 年 12 月まで

申立期間について、給与は月給制で、受取金額が毎月 5 万円だった。給与の支給総額とオンライン記録の標準報酬月額を比べると、オンラインの記録が低くなっているため、調査の上、標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間における標準報酬月額の相違について主張しているが、A株式会社へ照会したところ、「当時の資料は残っておらず、社会保険事務に携わっていた者も既に死亡している。」と回答していることから、申立人の報酬月額及び厚生年金保険料の控除額について確認することができない。

また、申立期間当時の元同僚のうち 5 名に照会した結果、回答のあった 2 名からは、標準報酬月額に関する供述を得ることができない上、申立期間に係る給与明細書等を保有していないため、当該事業所における報酬月額及び厚生年金保険料の控除額について確認することができない。

さらに、上記元同僚のうち一人が保有する申立期間前の家計簿に記載されている社会保険料控除額から検証した標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額にほぼ見合っている。

加えて、申立人は、給与明細書等の資料を保有していないため、厚生年金保険料控除を確認することができない。

このほか、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間について、申立人がその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。